

飯田線で相継ぐ速度計誤表示 これでは安心して運転できない!

昨年10月、飯田線で119系電車の速度計誤表示が発見されました。会社は、車両の一斉点検を行いました^{*}が、1月16日、2月12日にも再発しました。

前者は、豊橋駅でATS速度照査の動作で発覚したものです。運転士は、所定速度に低下させましたが、速度計が実速より低く表示されていました。運転士は即乗務停止です。その後、当該車両を運転した別の運転士が、体感速度と速度計の表示に疑問を持ち、車掌（後部運転室の速度計）と照合した結果、速度計誤表示を発見しました。晴れて乗務停止は解除されたのですが、犯人（速度計誤表示）が見つからなかったら、その運転士は犯罪人の汚名をきせられ、拘留（日勤教育）されていたでしょう。神領分会の組合員は、速度違反で配転させられました。その運転士も配転させられる可能性は十分あります。

後者は、速度計85km/hのところ、90km/h出ていたというものです。飯田線の最高速度は85km/hです。指令は「体感速度より10km/h落として運転せよ」と指示をしましたが、安全を軽視する指示で大いに問題です。

会社は、1km/hでも速度違反をすれば、「脱線・転覆の危険性」などと騒ぎ立て、運転士の責任を追及します。まさか、「速度計誤表示は脱線の危険性はない」と言うのでしょうか。かつて、会社は、制限速度標識の誤表示のとき、「乗り心地の問題」として危険ではないことを主張しました。

本日、本部は速度計誤表示に関する申し入れ（申第27号）を提出しました。会社の安全姿勢、不当な社員管理を許さず闘おう！



▲飯田線119系電車（1982年製造）

速度計誤表示に関する申し入れを行う!

*ATS速度照査とは、ポイントやカーブを安全速度で通過させるのを目的に設置され、通過する列車が所定速度を超過した場合、自動で非常ブレーキが動作するシステム